

東京都有機農業推進計画

令和8年4月

東京都産業労働局農林水産部

目 次

1	現状と課題	
(1)	現状	1
(2)	課題	2
2	有機農業推進計画の考え方	
(1)	有機農業推進計画の位置付け	2
(2)	有機農業推進計画の方針	3
(3)	計画期間	3
3	具体的な施策	
(1)	有機農業に取り組んでいる・新たに取り組む生産者への支援	4
(2)	有機農業に関する技術の整理	4
(3)	普及指導の充実	5
(4)	有機農業・農産物等のPRによる消費者・食品事業者等の理解と 関心の促進	5
(5)	流通販売面の支援	6
	「東京都環境保全型農業推進基本方針等検討委員会」開催経過	7
	「東京都環境保全型農業推進基本方針等検討委員会」委員名簿	8
	参考資料	9

東京都有機農業推進計画

1 現状と課題

(1) 現 状

有機農業は、物質循環機能を活かした環境への負荷の少ない農法であり、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号。以下「有機農業推進法」という。）では、有機農業を下記のとおり定義しています。

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

「2020 年農林業センサス（農林業経営体調査）（確報）」によると、都内で有機農業に取り組んでいると回答した経営体は 661 経営体で、都内全経営体の 13% となっています。また、令和 7 年 11 月時点で、都内では 10 件^(注1)が「有機 JAS 認証」^(注2)を取得しています。

国は、2021 年に策定した「みどりの食料システム戦略」に基づき、2050 年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積を 25%（約 100 万 ha）へ拡大することを目標に、有機農業の普及を推進しています。

一方、都では、令和 3 年 4 月に改定した「東京都有機農業推進計画」において、遺伝子組み換え技術を利用しないという条件はないものの、化学合成農薬および化学肥料を使用しないで生産する「東京都エコ農産物認証制度」における「東京エコ 100」を、有機農業への取組として位置付け、「東京エコ 100」の生産や PR に関する支援を行ってきました。その結果、「東京エコ 100」の認証者数は、令和 7 年 1 月 1 日現在、75 件とエコ農産物認証者の 14%、都内農業者の 2%を占めています。

有機農業の普及が主流とならない理由は、有機農業やその農産物は、一般的な栽培方法により栽培された農産物と比較して、生産技術や流通販売での課題が原因と考えられます。

（注 1）農林水産省ホームページ、有機 JAS 国内認証事業者一覧（令和 7 年 11 月現在）による。

(注2) 農林水産大臣が登録した第三者の登録認定機関が有機農産物などの生産工程管理者製造事業者を認定し、認定を受けたものだけが有機農産物や有機加工品について、有機 JAS 規格に適合しているかどうかを格付けし有機 JAS マークを付し、「有機」の表示ができる。

(2) 課題

有機農業に取り組む生産者がごく一部に留まっている背景には、有機農業が、都内の一般的な生産者の農業経営と比較して

- 労働生産性が低い
 - 栽培技術や販売ルートが十分に確立されていない
 - 品質や収穫量が気象条件等の影響を受けやすい
 - 技術や流通などに関する情報が広く生産者に共有されていない
 - 有機農業の取組が必ずしも価格に反映されない
- などがあげられます。

一方、令和7年10月に国が更新した「有機農業をめぐる事情」によると、国内における有機食品の市場規模は平成21年の1,300億円から令和4年には2,240億円と拡大していると報告されており、このことから、消費者の有機食品・農産物に対する都内における需要も高まっているものと考えられます。

こうしたことから、都でも、新たに有機農業に取り組む意欲のある生産者への様々な支援を積極的に継続して行う必要があります。

2 有機農業推進計画の考え方

(1) 有機農業推進計画の位置付け

本計画は有機農業推進法第7条第1項の規定に基づき都道府県が策定する有機農業推進計画として位置付けられており、今後、区市町村が有機農業の推進施策を定める際の基本となります。

(2) 有機農業推進計画の方針

- 有機農業を環境保全型農業の取組の一つとして位置付けます。
- 生産者の主体性を尊重します。
- 制度変更により、「東京エコ 100」の要件を有機農業推進法における有機農業と同等とし、重点的に支援します。
- 「有機 JAS 認証」の取得を支援します。
- 「東京エコ 100」・「有機 JAS」の意義と価値をわかりやすく発信し、消費者・食品事業者等の理解と関心を促進し、消費取引の拡大に繋がります。
- 本計画では KPI（成果指標）を定め、取組を進めます。

《KPI（成果指標）》

- ① 農業者*に占める「東京都エコ農産物認証」生産者の割合
令和 7 年度：10.4%（現状）⇒ 令和 12 年度：20%
 - ② 東京都エコ農産物認証生産者に占める「東京エコ 100」取得の割合
令和 7 年度：14.0%（現状）⇒ 令和 12 年度：20%
- ※自給的農家を除く

有機農業は、「化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと」、「遺伝子組換え技術を利用しないこと」を農法の基本としており、環境負荷の軽減が可能で物質循環機能や都市環境の改善に貢献できることから、環境保全型農業の一形態と位置付けます。

東京都においては、有機農業に自主的に取り組む生産者や新たに有機農業に取り組む生産者の主体性を尊重しつつ、東京都エコ農産物認証制度の認証区分における化学合成農薬・化学肥料不使用の「東京エコ 100」を有機農業推進法における有機農業の取組と位置付け、「東京エコ 100」に取り組む生産者の支援に重点を置くものとします。また、「東京エコ 100」の要件に遺伝子組み換え不使用を追加し、有機農業推進法における有機農業の位置付けとする制度に変更するなど、認知度向上に向けたリブランディングを行います。

(3) 計画期間

計画期間：令和 8 年度から令和 12 年度まで

3 具体的な施策

(1) 有機農業に取り組んでいる・新たに取り組む生産者への支援

- 生産者同士の連携、仲間意識の醸成を図ります。
- 有機農業に取り組む生産者と地域の生産者との相互理解や協力関係の構築に向け支援します。
- 「東京エコ100」・「有機JAS」に取り組む生産者や「東京エコ100」・「有機JAS」の認証取得を目指す生産者を支援します。
- 生産者へ「東京エコ100」の制度変更について理解を深めます。

都内で有機農業に取り組んでいる生産者はごく一部であり、各地に点在している状況となっています。そのため、生産者相互の横のつながりが少なく、技術や流通に関する情報の共有化も難しくなっています。

今後は、JA や区市町村など関係機関と協力して有機農業に関するイベントなどを開催し、有機農業に取り組む生産者の連携や仲間意識の醸成を図ります。

さらに、有機農業に取り組む生産者と、その他の生産者が地域の中で協力して営農ができるよう相互の交流会などを開催・支援し、生産者間の有機農業に対する理解が深まるよう取り組みます。

「東京エコ100」・「有機JAS」は「東京エコ25」や「東京エコ50」と比較して、新規就農者が取得する機会が多いことから、新規就農者向けの有機農業に関する講習会や交流会を通して、「東京エコ100」・「有機JAS」の一層の取組拡大とともに、現在「東京エコ25」や「東京エコ50」の認証を取得している生産者の段階的なステップアップなどを進め、「東京エコ100」・「有機JAS」の取得意欲が高い生産者を支援します。なお、「東京エコ100」の制度変更について、生産者へ分かりやすく説明し、理解促進を図ります。

(2) 有機農業に関する技術の整理

- 有機農業に関する技術を整理し、体系化を進めます。
- 「有機農産物栽培指針」を情勢に合わせて更新します。

有機農業の栽培技術は、生産者の栽培経験から得たものが多く、体系化されていないことから、こうした技術や事例を整理し、体系化するとともに、有機農業に取り組む生産者に分かりやすい技術資料として提供します。

また、令和8年3月に都が改定した「有機農産物栽培指針」を活用し、生産者へ栽培指針を示し、有機農業の推進を図ります。さらに、情勢に合わせて、試験研究機関等により検証された技術や資材等の情報を加え、有機農業に取り組む、もしくは取組を検討している生産者が使いやすい指針として更新します。

(3) 普及指導の充実

○ 普及指導員の有機農業に関する技術向上を図ります。

有機農業に取り組む生産者の技術指導や経営相談にあたる普及指導員を国の研修や他県の事例調査などに積極的に派遣して、技術向上に取り組み、普及指導の充実を図ります。また、有機農業に関する技術の実証展示等について情報提供を行い、東京の気象・土壌条件に適した技術の普及を進めていきます。

(4) 有機農業・農産物等のPRによる消費者・食品事業者等の理解と関心の促進

- 見学会等を開催・支援し、生産者と消費者・食品事業者等の相互理解を深めます。
- 都が主催するイベント等で「東京エコ100」・「有機JAS」をPRします。

有機農業については、品質や収穫量が気象条件等の影響を受けやすく、有機農産物の生産には通常の生産よりも労力と技術を必要とすることから、生産者が安心して有機農業に取り組むためには、消費者・食品事業者等が有機農業の特性を理解し、生産者の取組を価格に反映できる仕組が必要です。

そのため、有機農業の見学会や学習会、また生産者との意見交換会などを開催・支援し、有機農業に取り組む生産者と消費者・食品事業者等との相互理解の促進を図ります。また、都が主催するイベント等で「東京エコ100」・「有機JAS」の特徴やメリット等をPRして、「東京エコ100」・「有機JAS」の理解促進を推進します。

(5) 流通販売面の支援

- 多くの消費者・食品事業者等へ有機農業等により生産された農産物が届くような取組を支援します。

有機農業による農産物は、それを求める消費者・食品事業者等へ確実に届くことにより、初めて評価が得られるものです。

しかしながら、都内で「東京エコ100」や「有機JAS」の認証を取得している生産者の取組は小規模で、流通経路も様々であることから、これらの農産物を求める消費者等に十分供給できる状況ではありません。

現在、都内の農産物の流通は地産地消を中心に展開しており、共同直売所やインショップなどでの販売が進んでいます。一方、有機農業による農産物の流通は一部に限られていることから、今後、都内の直売所や小売店に加え、エシカル消費に関心のある消費者の多い都心部など、地産地消を中心とした販路を構築し、多くの消費者等に有機農業による農産物が届くよう支援します。

また、都内産農林水産物を積極的に使用している「とうきょう特産食材使用店」^(注3) に対して、東京エコ農産物の需要量調査を行い、「東京エコ100」の生産者と食材使用店とのマッチングを進めていくとともに、「東京エコ100」や「有機JAS」の有機農業で生産された農産物の取引を希望する食品事業者との商談会を開催してマッチングを支援するなど、取引拡大に取り組みます。

(注3) 都内産農林水産物を積極的に使用し、来店者にその情報を提供している飲食店で都に登録されたもの。

「東京都環境保全型農業推進基本方針等検討委員会」開催経過

○第1回検討委員会

日時：令和7年9月1日 13時30分～15時30分

- 議事：1 「東京都環境保全型農業推進基本方針（R3～）」及び「東京都有機農業推進計画（R3～7）」の実績について
- 2 「東京都環境保全型農業推進基本方針（R8～）」及び「東京都有機農業推進計画（R8～12）」の方向性について

○第2回検討委員会

日時：令和7年11月19日 14時～16時

- 議事：1 環境保全型農業推進基本方針骨子案の検討
- 2 有機農業推進計画骨子案の検討

○第3回検討委員会

日時：令和8年2月4日 14時～16時

- 議事：1 環境保全型農業推進基本方針（案）の検討
- 2 有機農業推進計画（案）の検討

「東京都環境保全型農業推進基本方針等検討委員会」委員名簿

(敬称略、五十音順)

望月 龍也 (座長)	日本種苗協会技術顧問、元東京都農林総合研究センター所長
荒幡 善政	東京都エコ農産物認証生産者
小浦 道子	東京消費者団体連絡センター事務局次長
坂巻 宜政	JA 東京指導員連盟会長
清水 麻衣子	東京都エコ農産物認証生産者、東京都 GAP 認証取得者
田代 純子	東京都産業労働局農林水産部安全安心・地産地消推進担当部長
廣瀬 敦	全国農業協同組合連合会東京都本部生産事業部長

参 考 资 料

有機農業の推進に関する法律

(平成18年12月15日法律第112号)

(目的)

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

(基本理念)

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者（以下「有機農業者」という。）その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第六条 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
- 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
- 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
- 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(推進計画)

第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（次項において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(有機農業者等の支援)

第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(技術開発等の促進)

第九条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者の理解と関心の増進)

第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(有機農業者と消費者の相互理解の増進)

第十一条 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進の

ため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査の実施)

第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

(国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

(有機農業者等の意見の反映)

第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

2 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）」を「、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）及び有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）」に改める。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)

3 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中第四十条第三項の改正規定を次のように改める。

第四十条第三項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）」の下に「、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）」を加える。